

西小学校区に係る日進市学区検討部会
調査結果報告書

(令和2年度)

令和3年3月9日

日進市学区検討部会（西小学校区関係）

日進市学区検討部会での調査結果

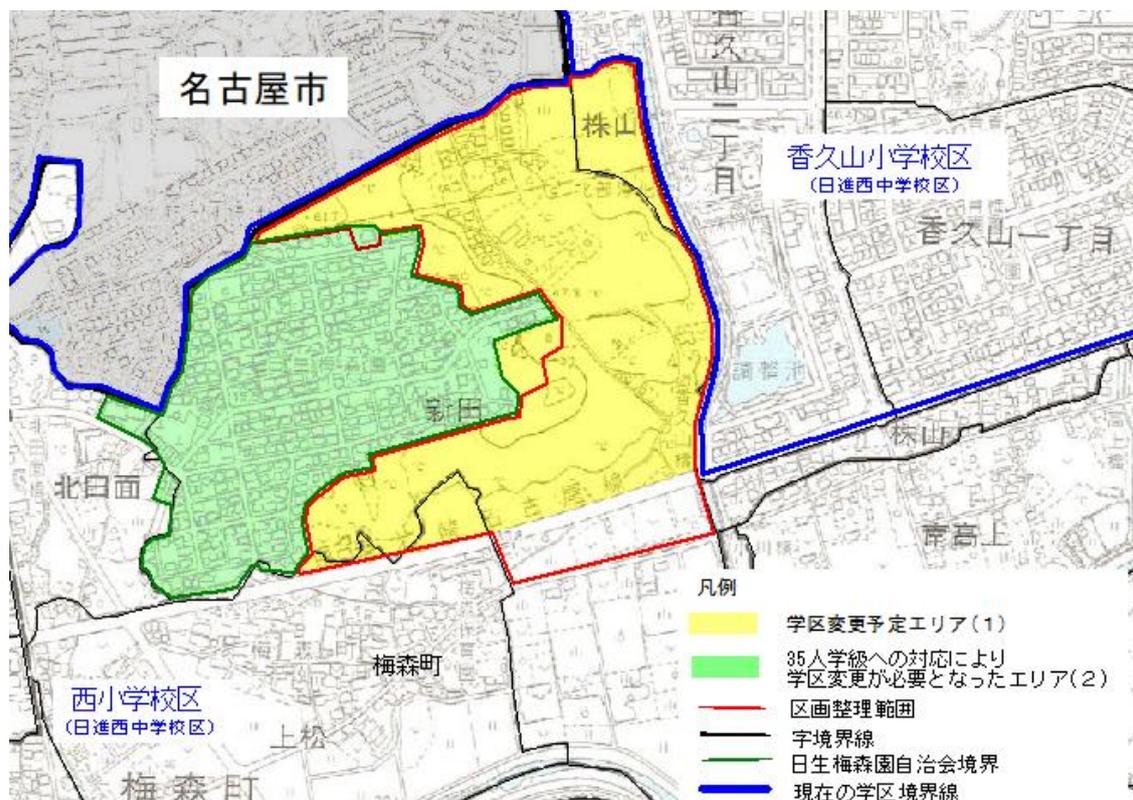
1 学区変更対象地区

西小学校区から香久山小学校区に変更する地区を次のとおりとする。

なお、中学校区については、日進西中学校区からの変更はない。

- (1) 香久山西部土地区画整理事業地（ただし、県道白山黒石線以南の地区は除く。）
及び隣接する開発未定地
- (2) 梅森町新田及び北田面の一部（日生梅森園自治会に含まれる地区）

学区変更対象地区の地図



2 学区変更の時期及び経過措置について

(1) 学区変更の時期

次の理由により、令和5年度からとする。

- ・香久山西部土地区画整理事業地に人口が張り付く前に学区を変更する必要があること。
- ・35人学級への対応として、令和5年度以降に西小学校の教室数が不足する見込みであること。
- ・関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であること。

(2) 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

令和5年度に新5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで西小学校に通学することができる。新5・6年生の兄弟が西小学校に通う場合には、弟妹も兄弟と同じ期間、西小学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

3 学区変更にあたっての留意事項

日生梅森園自治会の学区変更にあたっては、35人学級への対応により、学区変更の検討対象となった地区であること及び地域コミュニティの活動が学区と密接に関わっていることから、当該地区の関係者及び地域コミュニティに早期に周知し、理解を得ていく必要がある。

調査結果に至る経緯

1 日進市学区検討部会の実施について

(1) 令和2年度第1回日進市学区検討部会

令和2年9月28日（月）午前10時から午前11時10分まで

議題 ①学区検討部会の役割と進め方について

②日進市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について

③市内学区児童生徒推計について

④今後の検討課題について

(2) 令和2年度第2回日進市学区検討部会

令和2年12月10日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

議題 ①学区の見直し（案）について

(3) 令和2年度第3回日進市学区検討部会

令和3年2月18日（木）午前9時から午前10時まで

議題 ①学区検討に係る調査報告書（案）について

2 日進市学区検討部会で提示した案

(1) 学区変更対象地区の基本的な考え方

ア 香久山西部土地区画整理事業の影響により、西小学校の生徒数が増加する見込みであること及び西小学校の教室数に余裕がなく、隣接する香久山小学校の教室数に余裕があることから、当該学区に隣接した地域において学区を変更する。

イ 香久山西部土地区画整理事業の計画人口が1,408人（到達年度令和46年度）で、令和12年度時点で区画整理事業地内の児童数が50人程度になると見込んでいることから、人口の張り付き前に学区を変更する必要があるため、令和5年度を目途に学区を変更する。

(2) 日進市学区検討部会における検討内容

ア 第1回日進市学区検討部会（以下「検討部会」という。）

検討部会と日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）のそれぞれの役割を確認し、検討委員会における審議の結果及び検討部会での今後の検討課題について確認した。

始めに、日進市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について説明し、学校規模、適正化の基準及び適正化の手法について確認した。また、市内学区児童生徒推計資料の今後10年間の児童生徒数の推移から、適正化が必要な学区があるかどうか、また、適正化の必要がある場合にどのような手法を選択するかについて、検討委員会で調査審議された内容を共有した。

イ 第2回検討部会

次の学区変更案について検討を行った。

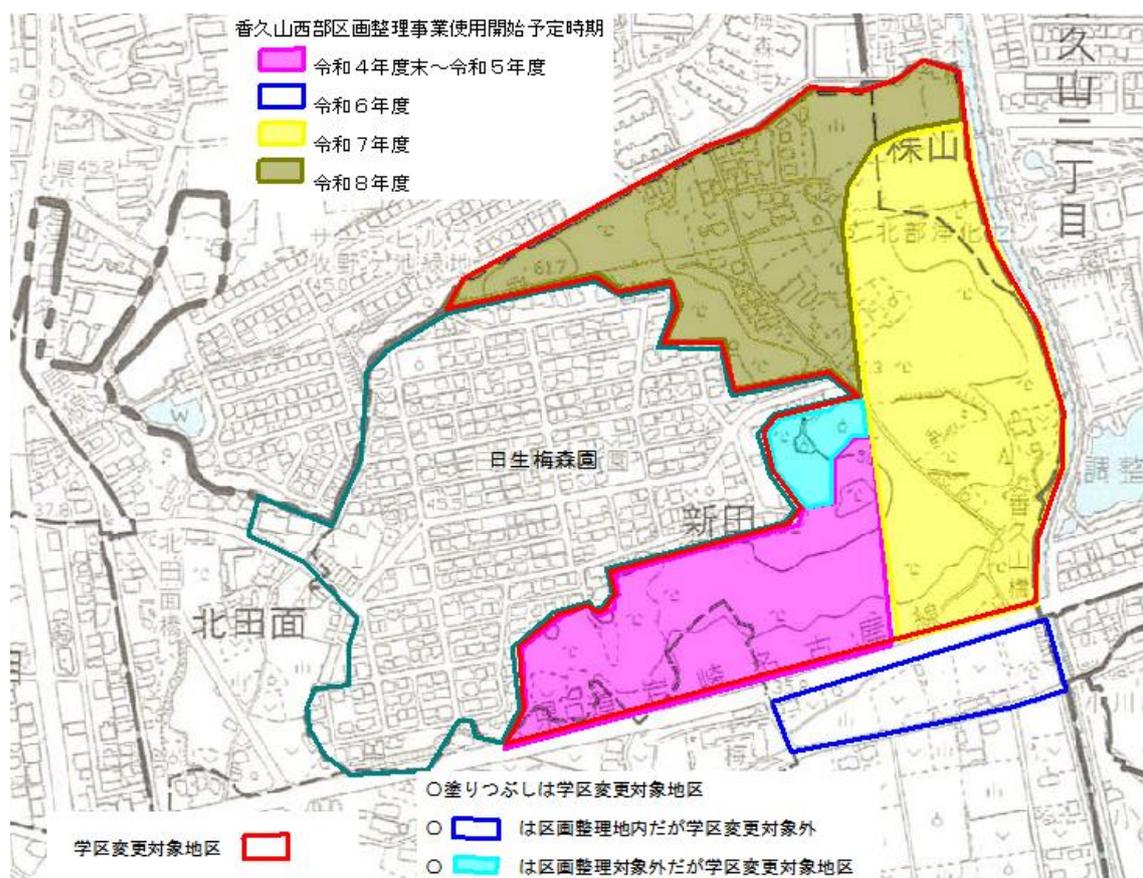
(ア) 学区変更対象地区

香久山西部土地区画整理事業地（ただし、県道白山黒石線以南の地区は除く。）及び隣接する開発未定地を西小学校区から香久山小学校区に変更する。

香久山西部土地区画整理事業の計画人口が1,408人（到達年度令和46年度）で、令和12年度時点で区画整理事業地内の児童数が50人程度と見込んでいる。

区画整理事業地内の人口増加を考慮すると、人口の張り付き前に学区を変更する必要があることから、令和5年度を目途に学区変更を行う。

学区変更対象地区の地図



(イ) 学区変更案の考え方

- a 学区変更の範囲は、香久山西部土地区画整理事業地内及び隣接する開発未定地（地図の水色の地区）とする。ただし、県道白山黒石線以南の地区は除く（白山黒石線が通学路として横断しにくい道路であり、隣接の学区も当該道路を学区の境界としているため。）。
- b 市内学区児童生徒推計資料により、西小学校の利用可能教室数に余裕がないため、引き続き西小学校区の児童数の推移を注視する必要がある。
西小学校の学区を見直すことになった場合、西小学校区に隣接する小学校は、北小学校、南小学校、香久山小学校及び赤池小学校の4校で、香久山小学校以外はいずれも教室数に余裕がないため、西小学校からの学区変更が可能な学校は香久山小学校のみである。
そのため、香久山西部土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園自治会も学区変更の検討対象となることが想定される。
- c 日生梅森園自治会の学区変更の可能性を踏まえ、通学路の問題、地域コミュニティとの整合性の問題等について検証する。

(ウ) 学区変更による影響

- a メリット（利点）
- ・当該地区を西小学校区から香久山小学校区に変更することで、西小学校及び香久山小学校の学校運営上、児童数及び学級数がより適切な規模となる。
 - ・区画整理事業により道路が整備されれば、近くて安全な通学路を通過して香久山小学校に通学できる。
- b デメリット（今後の課題）
- ・区画整理事業地及び開発未定地（地図の水色の地区）の地域コミュニティが将来的にどうなるか不明であるため、同じ自治会内で学区が分かれる可能性がある。
 - ・現状では、西小学校の利用可能教室数に余裕がないため、児童生徒推計に現れていないミニ開発等の要因により、西小学校が教室不足となる可能性がある。

(エ) 学区変更時期及び経過措置の提案

a 学区変更の時期

次の理由により、令和5年度からとする。既に当該地区に居住している世帯も同時期とする。

- ・香久山西部土地区画整理事業地に人口が張り付く前に学区を変更する必要があること。
- ・関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であること。

b 経過措置（既に当該地区に居住している世帯が対象）

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

令和5年度に新5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで西小学校に通学することができる。新5・6年生の兄姉が西小学校に通う場合には、弟妹も兄姉と同じ期間、西小学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

3 第2回検討部会における検討及び意見

- ・西小学校の現状は、教室数に余裕がなく、教室運用が厳しい現状である。一方で香久山小学校は、教室数に余裕があるため、学校運営上は、区画整理事業地に居住する児童は香久山小学校に通った方がよい。
- ・学区変更に当たっては、当該地区に住んでいる人及び地域の事情を考慮して進めて欲しい。
- ・通学路の安全性について考慮した方がよい。

4 35人学級への対応について

令和3年2月2日、国が、小学校の学級編成について、令和3年度に2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、令和7年度に全学年を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定した。

愛知県は、独自施策で小学校2年生の学級編成を35人としていることから、令和3年度から小学校3年生を35人学級とする方針である。

上記を踏まえ、西小学校について児童生徒数及び教室数のシミュレーション*を行ったところ、令和5年度以降西小学校の教室が不足する見込みであるため、日生梅森園自治会の学区を香久山小学校区に変更する必要があると考えられる。

* 住民基本台帳上の各学年の児童生徒数に、私立小中学校への通学率及び学区ごとの入学時の人口増加率を加味して算出したもの

35人学級への対応として、日生梅森園自治会を香久山小学校区に変更した場合のシミュレーションから予想される教室数 ()は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	26 (▲1)	19 (6)	26 (▲1)	19 (6)	26 (▲1)	19 (6)
竹の山小学校	17 (11)	22 (6)	16 (12)	21 (7)	16 (12)	21 (7)
西小学校	27 (▲1)	24 (2)	27 (▲1)	24 (2)	27 (▲1)	24 (2)
香久山小学校	22 (12)	26 (8)	21 (13)	26 (8)	22 (12)	26 (8)

5 第3回検討部会における最終案の検討について

(1) 35人学級をふまえた考え方

学区変更をすることで、学校運営及び通学路の安全性の面で利点があることから、先回の学区検討部会で提案した学区変更案のとおり学区を変更するのがよい。

また、35人学級への対応により西小学校の教室数が不足する見込みであること及び地域コミュニティの地理的状況や将来の状況を考慮すると、日生梅森園自治会の学区を香久山小学校区に変更する必要がある。ただし、日生梅森園自治会の学区変更にあたっては、当該地区の保護者及び地域コミュニティへの十分な説明が必要である。

(2) 第3回検討部会における検討及び意見

- ・学校運営上の観点から、西小学校の教室数を考慮すると日生梅森園自治会の学区も含めて変更した方がよい。また、香久山小学校としては、当該地区の学区が変更されても学校運営上支障がなく受け入れ可能である。
- ・通学の面については、学区変更対象地区は香久山小学校に近いので、保護者にとっては安心材料の一つになる。
- ・学区が変わる子どもたちが新しい学校になじめるように、学校でも対応を考えて欲しい。
- ・学区が変わる子どもたちの心境を考えると日生梅森園自治会の学区変更について、早めに決定して準備を整えていく必要がある。
- ・日生梅森園自治会の学区変更がいつ決定されるのか、明確に示してほしい。

6 日進市学区検討部会の調査結果に向けて

意見として出されている課題については、今後、学区変更を行う過程で配慮をしていく。

35人学級への対応として、令和5年度以降西小学校の教室が不足する見込みであるため、令和5年度に日生梅森園自治会の学区を香久山小学校区に変更する必要がある。ただし、日生梅森園自治会の学区変更にあたっては、35人学級への対応により学区変更が必要となった地区であること及び地域コミュニティの活動は学区と密接に関わっていることから、当該地区の保護者及び地域コミュニティに早期に周知し、理解を得ていくことが必要である。

学区検討部会としては、これまでの検討過程を踏まえ、「日進市学区検討部会での調査結果」を日進市立小中学校適正規模等検討委員会に報告することを結論付けた。